

介護福祉士実務者養成施設等 御中

公益財団法人社会福祉振興・試験センター

試 験 室

介護福祉士国家試験に係る実務者研修修了（見込）証明書について（お願い）

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

当センターは、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）及び精神保健福祉士法（平成 9 年法律第 131 号）の規定に基づく社会福祉士、介護福祉士及び精神保健福祉士国家試験の指定試験機関として厚生労働大臣から指定を受け、試験事務を行っています。

さて、介護福祉士国家試験につきましては、平成 28 年度より、3 年以上介護等の業務に従事することに加え、実務者研修を修了することが受験資格要件となりました。

それに伴い、実務者研修の修了者が国家試験の受験申し込みをする際は、「実務者研修修了（見込）証明書」の提出が必要となりました。

しかしながら、「実務者研修修了（見込）証明書」ではなく、「修了者本人が保管する修了証等」を提出されるケースが増えています。

つきましては、上記の提出誤り防止のため、別添のとおり、当該証明書に「**社会福祉振興・試験センター提出用**」と記載することとしますので、証明・発行の際は、ご協力願います。

（本件に関する問い合わせ先）

公益財団法人社会福祉振興・試験センター

担当：試験室 業務部 業務第二課

電話：03-3486-7521

別 添

介護福祉士国家試験に係る実務者研修修了証明書の取り扱いについて

1 修了証明書の様式は、別紙1・2を参照してください。

別紙1：実務者研修修了見込証明書

別紙2：実務者研修修了証明書

(留意点)

- ① 「厚生労働大臣の指定」は、所管が地方厚生（支）局の場合です。所管が都道府県の場合は、「〇〇県（都道府）知事の指定」に修正してください。
- ② 「代表者氏名」は、「名称」代表者又は、「設置者」代表者のいずれかで結構です。
- ③ 「実務者研修コード」は、当センターが指定します。当センターが「実務者研修コード」を指定するためには、事前に所管先（地方厚生（支）局、都道府県）への申請が必要です。
- ④ **「社会福祉振興・試験センター提出用」と付記してください。**

2 修了（見込）年月日について

受験資格の区分により認められる修了（見込）年月日が異なりますので、ご注意ください。

・**実務経験3年＋実務者研修**の受験資格で受験申し込みをする場合は、受験する年度の3月31日までに修了する必要があります。

・**EPA**の受験資格で受験申し込みをするEPA介護福祉士候補者が、実技試験を免除するために実務者研修を受講する場合、受験する年度の12月31日までに修了する必要があります。受験する年度の1月1日以降の修了では実技試験の免除はできないため、受講期間等にご注意の上、修了（見込）年月日に誤りがないよう発行してください。